

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

平成 15 年 4 月 30 日に A 社から支給された決算賞与について、標準賞与額の記録が確認できない。

預金通帳により、賞与が入金されていることが確認できるので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し及び A 社が加入している健康保険組合における申立人の被保険者記録から判断すると、申立人は、平成 15 年 4 月 30 日において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4457

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から同年10月1日まで

A社B支社から同社（本社）に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年9月1日にA社B支社から同社（本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社（本社）における昭和35年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成10年9月2日に解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、解散時の事業主は、当時の資料が残っていないことから不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険

事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月10日から同年10月1日まで
A社B支社から同社（本社）に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年9月10日にA社B支社から同社（本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社（本社）における昭和35年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成10年9月2日に解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、解散時の事業主は、当時の資料が残っていないことから不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険

事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社B支店において昭和53年6月28日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の同資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月28日から同年7月3日まで

申立期間は、A社C出張所から同社B支店に異動した時期であるが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び健康保険組合から提供された被保険者名簿により、申立人は申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、企業年金連合会から提供された申立人に係る中脱記録照会（回答）によると、申立人は、昭和53年6月28日にA社C出張所において厚生年金基金の加入員資格を喪失し、同日に同社B支店において同資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社の別の出張所において社会保険事務を担当していた同僚は、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に提出する届出書は複写式であり、どこの支店（出張所）でも同じ取扱いであったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B支店において昭和53年6月28日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る企業年金連合会の記録から、18万円とすることが妥当である。